

⊘ 違反是正

はじめに

当消防本部は青森県の南東部中央に位置し、十和田市と六戸町の1市1町で構成されている。管内には神秘の湖「十和田湖」、季節ごとに千変万化の美しい流れを織りなす「奥入瀬溪流」などの豊かな自然を有し、産業では生産量日本一のにんにくや長ねぎ、長いも、ごぼうなどの農産物の生産地帯となっている。

市街地に目を向けると、消防本部庁舎に隣接する十和田市現代美術館を中心に、様々なアーティストによる作品が点在し、国内のみならず国外からも観光客が訪れる観光スポットとなっている。このように雄大な自然あふれるまちであるとともに、文化的な一面も兼ね備えている。

消防本部の概要

当消防本部の構成は、1本部、3署、1出張所、職員数162人で組織されている。予防体制は、消防本部予防課、各署に配置されている予防業務専門の予防指導員のほか、各署所の消防隊員で構成する予防係でそれぞれが所管する予防業務を行っている。

防火対象物の査察は、規模や用途に応じて予防課又は各署所の消防隊員が執行している。

事例概要

平成21年に改正された消防法施行令（以下「改正令」という。）により、スプリンクラー設備の設置が新たに必要となった高齢者福祉施設における消防法第17条違反の是正事例である。

外国に居住している防火対象物の所有者に対する違反是正事例

十和田地域広域事務組合消防本部予防課 戸来 丞

十和田湖 乙女の像(写真提供:十和田市)



防火対象物の概要

項目	内容
構造	鉄骨造(準耐火構造)
階数	地上2階建て
床面積	延べ面積 751.31㎡ 1階 373.20㎡ 2階 378.11㎡
用途	複合用途防火対象物(16)項イ 1階(6)項ハ 保育所 2階(6)項ロ 有料老人ホーム
収容人員	92人 内訳 (6)項ハ 63人 (6)項ロ 29人
消防用設備等	消火器、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避難器具、誘導灯
関係者	所有者:オーストラリアに居住する個人(以下「A」という。) 占有者:NPO法人(以下「法人B」という。)

この事例は、警告の名宛人である防火対象物の所有者が外国に居住しており、違反処理事務の困難が予想されたことから、違反是正支援アドバイザー制度を活用し違反処理を進めた。

消防法令違反の概要

高齢者社会福祉施設の火災事例を受けて、平成21年4月に消防法施行令が改正され、スプリンクラー設備等の設置範囲が拡大された。当消防本部では、管内の福祉施設に対して改正令の説明会を実施し、平成24年3月31日までの経過措置期間中

は、立入検査の機会等に改正令の説明及び消防用設備等の設置指導を行っていた。その結果、ほとんどの施設が期限までに必要とされる消防用設備等を設置し、改正令に適合させていた。しかしながら、平成24年4月の時点において、管内で2つの防火対象物が設置されないままとなり違反が発生した。今回は、その内1つの防火対象物について取り上げる。

指導経過

(1)違反の発生

経過措置期間が終了したことを受け、平成24年4月19日、立入検査を実施し違反を覚知した。違反内容は、「スプリンクラー設備の未設置」、「自動火災報知設備の一部未警戒」、「防災対象物品の防災性能なし」、「少量危険物貯蔵基準の不適」で、この結果は立入検査結果通知書にて所有者、占有者の両者に送付した。

Aに対しては、外国に居住していることや、今後、違反処理に発展することが予想されたため、配達記録郵便等で送付するべきであると判断していたが、国際郵便では配達記録郵便や内容証明郵便などの制度がないことが分かった。そこで、Aが受け取ったことを確認できるように、国際書留郵便と相手を受け取った際にその旨が通知される受取通知の制度を利用し送付した。

この国際書留郵便及び受取通知により、送付した立入検査結果通知書が送達されたことは確認し

オーストラリアより送付された受取通知

⊘ 違反是正

ていたが、Aからは改修計画についての報告はなかった。なお、法人Bからの改修計画報告書では、消防用設備等に係る違反についてはAの了解が得られないため、改修できない旨の報告を受けた。その後もAには立入検査結果通知書の再送付と、改修計画報告書提出の催促、違反処理に移行する旨の通知を同様の方法にて実施したが、一切返答はなかった。

(2)違反処理方針の決定

立入検査の結果や改修計画報告書の内容を踏まえ、今後の対応等について検討を行った。当消防本部では、これまで消防用設備等の未設置に係る違反処理実績がなかったため、違反処理に踏み切るとは非常にハードルが高いことであることは否めなかった。

しかし、近年同様の施設において火災が発生し多数の犠牲者を出している事例や、管内の他施設が法令を遵守し期限までに適合させていることから、社会的重要性や公平性を考慮すると、違反処理に踏み切らなければならないことは必然であった。

さらに、所有者、占有者からは違反を是正する意思が確認できず、違反是正の具体的なめどが見つからないことから違反処理に進むことが妥当であるという判断に至った。

違反処理経過

(1)違反調査の実施

上記の判断から、平成24年11月5日、違反調査を実施し、防火対象物の実況見分及び法人Bの質問調書を作成した。このとき、法人Bから任意に賃貸借契約書の写しを提出させ、内容を確認した。契約内容に消防用設備等についての特段の規定がないことや、違反事項がスプリンクラー設備未設置、自動火災報知設備一部未警戒で固定設備に係ることであることから、警告の名宛人を所有者であるAとすることとした。

(2)警告の実施

年をまたぎ平成25年1月29日、Aに対して警告書を送付した。

〈警告内容〉

○(6) 頂口部分にスプリンクラー設備を設置する

こと。

○自動火災報知設備一部未警戒を改修すること。

履行期限は違反処理標準マニュアル等を参考にし、スプリンクラー設備が6カ月、自動火災報知設備は2カ月とした。

(3)履行期限までの対応

警告を行うことで、これまで全く反応することがなかったAに何らかの動きがあると期待していたが、警告の履行期限内においてもAからは改修計画について報告もなく、是正の意思を確認することができない状態であった。

そこで、命令、告発を見据えて今後の対応について協議を行った。名宛人が外国に居住しているという特異な事例であったため、命令についてもこれまでの手続きでよいのか、また、告発に発展した場合の手続きについての疑問が生じた。これらのことは、違反処理に関する図書やこれまで各地で開催された研修会の記録でも取り上げられておらず、消防本部内では容易に解決できない問題であることから、違反是正支援アドバイザー制度を利用し助言を受けることを決めた。

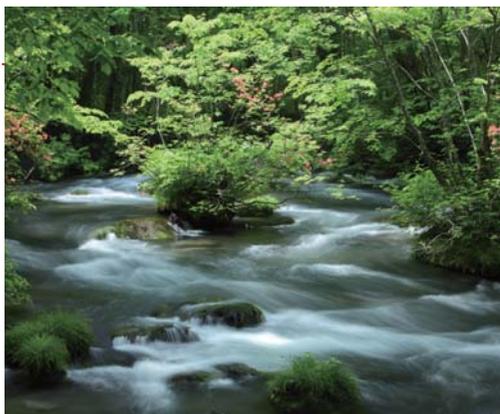
平成25年5月21日、違反是正支援アドバイザー2名にお越しいただき、これまでの手続きについての検証や今後の命令の手続きについて助言をいただいた。

なお、警告の履行期限内においても建物は前述の用途として使用されており、火災が発生した際には多大な被害が生じることが予想された。そのため、法人Bに対し、自衛消防訓練の毎月の実施や見回りの頻度を上げるなどの消防計画の見直しを指導し、防火管理体制の強化を図った。

(4)是正への転機

警告の履行期限が近づいていたが、依然としてAからの改修計画についての報告がなかった。そこで、命令に移行する覚悟を決め、その準備を行っていたときに、法人Bから相談があった。Aが命令を受けた場合、建物に公示されるなど占有者として多大な不利益をこうむるため、占有者側として違反を是正する方法がないかというものであった。

それに対し、設備を設置及び改修するか、有料老人ホーム部分の床面積を基準面積未満にすること



奥入瀬溪流 三乱の流れ(写真提供:十和田市)



十和田市現代美術館(写真提供:十和田市)

で違反は是正される旨指導した。すると、スプリンクラー設備については有料老人ホームの入居者数を減らし、その部分の床面積を275㎡未満とすること、自動火災報知設備については法人Bが未警戒を改修して違反の是正を行う旨の回答があった。

また、同時期に法人Bから、管内に新築中の建物に施設を移転させる計画があることを聴取しており、そのことは確認申請に伴う消防同意により確認していた。

上記の改修方法について、消防本部内で検討した結果、有料老人ホーム部分の床面積が275㎡未満となり、入居者数が減ったとしても、潜在的な危険性はあることに変わりはないが、法令には適合していること。さらに、この防火対象物は施設の移転により使用されなくなる予定であることから、了解することとした。

ただし、同様の施設の火災事例により、近日中の法令改正が予定されており、(6)項口の防火対象物は、面積によらずスプリンクラー設備の設置が必要になる可能性があることを説明した。

(5)是正確認

改修が完了した旨の報告を受け、履行期限の平成25年7月29日に履行状況の調査を行ったところ、事前の改修計画のとおり有料老人ホーム部分の床面積は削減され、また、自動火災報知設備についても未警戒が改修されていることを確認した。

具体的には、入居者の定員が24名から14名に減り、3つの居室のベッドが撤去され、保育所の用途として使用されていた。

違反発生から1年と4カ月を要したが、この時点をもってすべての違反が是正されるに至った。

振り返って

前述のとおり、今回の事例では違反発生からは正まで長期間にわたった。その原因としては、当消防本部の違反処理の経験の少なさが第一に挙げられる。さらに、今回は名宛人が外国に居住していたため、物事がマニュアルどおりに進まず、問題が発生しては解決するという流れを何度も繰り返しているうちに時間が経過してしまった。

このように違反処理実績の少ない消防本部では、内部だけでは解決することが困難な問題をいくつも抱えながら違反処理を行っているのが現実と思われる。そのような中、今回の事例において違反の是正までこぎ着けることができたのは、違反是正支援アドバイザー制度の利用とともに、違反是正支援センターからの助言を受けることができたからにほかならない。

入居者等の安全を考えると、短期間で違反を是正させることが重要であるため、違反是正支援アドバイザー制度や違反是正推進に係る弁護士相談事業を積極的に活用することで早期に問題を解決し、違反処理を進めることが必要と感じた。

今回、当消防本部のためにご多忙の中お越しいただいた違反是正支援アドバイザーの方々や、電話にてご指導いただいた違反是正支援センターの方々には改めて感謝を申し上げる。

今後とも本事例の経験を糧に、消防に課せられた責務を自覚し、防火対象物を利用する人々及び防火対象物の関係者を守ることを第一に考え、「違反処理は人命救助」の精神を胸に予防業務に取り組む所存である。